

いつまでも

えがお



介護保険制度について



介護保険制度は西宮市が保険者になって運営します。
 40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定された時には、費用の1割～3割を支払って介護サービスを利用するしくみとなっています。

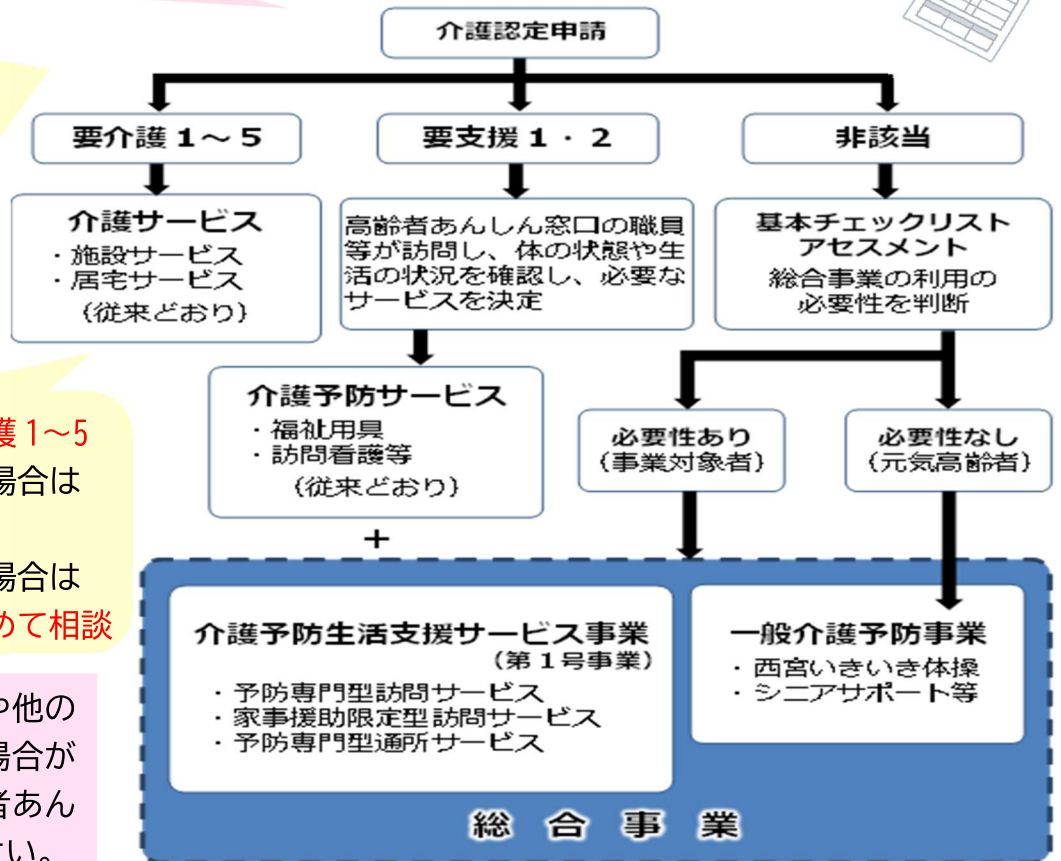
介護が必要になったら…
 介護保険のサービスを受けるためには、**申請**をして要介護の**認定**を受ける必要があります。



要介護認定の結果が
要支援1または2
 ⇒介護予防サービス、
 総合事業を利用
 ⇒**西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）**へ相談

要介護認定の結果が**要介護1～5**
 ⇒・施設サービス利用の場合は
施設に相談
 ・居宅サービス利用の場合は
ケアマネジャーを決めて相談

非該当でも、総合事業や他の社会資源を利用できる場合があります。西宮市高齢者あんしん窓口にご相談ください。



西宮市ホームページより抜粋

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、いつまでもお元気で安心して過ごして頂けるよう、様々な支援を行うために西宮市が主体となって設置している身近な相談窓口です。

西宮市高齢者あんしん窓口

